

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）	指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号）	指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号）	指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第五号）	指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第五号）	備考
改正前	改正後	現行	改正後	現行	改正後	
<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室 _____</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イ _____にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室 _____</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イ _____にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通</p>	<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第三百条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。</p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第三百条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。</p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第二十九条 条例第三百条第二項の規則で定める設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室 イ及びロに定めるとおりとする。</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イ の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第二十九条 条例第三百条第二項の規則で定める設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室 イ及びロに定めるとおりとする。</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イ の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p>	

<p>4. <u>指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>指定介護予防通所介護の事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定介護予防サービス等基準 第九十九条第一項</u>から<u>第三項</u>までに規定する<u>設備に関する基準</u>を満たすことをもって、<u>前三項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に<u>当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)</u>に届け出るものとする。</p> <p>5. <u>指定通所介護事業者が第九十三条第一項第三号</u>に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>当該第一号通所事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>市町村の定める当該第一号通所事業の</u><u>設備に関する基準</u>を満たすことをもって、<u>第一項から第三項</u>までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>4. <u>指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>指定介護予防通所介護の事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定介護予防サービス等基準 第九十九条第一項</u>から<u>第三項</u>までに規定する<u>設備に関する基準</u>を満たすことをもって、<u>前三項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に <u>知事</u> に届け出るものとする。</p> <p>5. <u>指定通所介護事業者が第一百零一条第一項第三号</u>に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>当該第一号通所事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>市町村の定める当該第一号通所事業の</u><u>設備に関する基準</u>を満たすことをもって、<u>第一項から第三項</u>までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>			
---	--	---	---	--	--	--